

# 100年フードロゴマーク使用の手引き

令和4年3月

100年フードロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）について、使用の基準を定めます。

## 1. 本ロゴマークの使用許可等

(1) 以下の者は、100年フードの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、本ロゴマークを無償で使用することができます。

①新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関

②100年フードに認定された団体（以下「認定団体」という。）

(2) (1)に関わらず、以下の者は、100年フードの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、上記(1)②の認定団体に対し、事前に届け出を出した上で、本ロゴマークを無償で使用することができます。

①100年フードに認定された食文化の継承・振興の取組を推進するため、認定団体が必要と認める地方公共団体、団体、個人

事前届け出の際には、以下の事項を明記し、提出してください。

・申請者の名称、住所、代表者、担当者、連絡先（TEL、E-mail）

・使用目的

・使用方法（具体的に記載のこと。使用方法が分かる図等があれば添付のこと。）

なお、認定団体は、上記使用の状況を文化庁に報告するものとします。

## 2. 本ロゴマークの使用条件

(1) ロゴマークの使用について、文化庁は、認定団体がロゴマークを利用した商品・サービスの品質等の保証責任を負わないものとします。

(2) ロゴマークを利用した商品・サービスについて、文化庁はその正確性、適法性、合目的性等を何ら保証するものではないものとします。

(3) ロゴマークを利用した商品・サービスの使用を行うことについて、第三者の権利等を何ら侵害するものであってはならないものとします。

(4) ロゴマークを利用した商品・サービスについて、文化庁は、それが法令、条例、規約等に抵触しないことについて何ら保証するものではないものとします。

### 3. 本ロゴマークの使用に関する権利

本ロゴマークの利用に関する一切の権利は、文化庁に帰属します。

### 4. 本ロゴマークの使用方法

- (1) 本ロゴマークの使用方法及び使用の範囲は、「100年フードロゴマークマニュアル」の通りとします。
- (2) ロゴマークを利用する団体及び個人（以下「利用者」という。）が、ロゴマークを改変して利用することはできません。
- (3) 文化庁又は事務局は、ロゴマークの利用に当たって必要に応じて条件をつけることができるものとします。
- (4) ロゴマークの利用期間は、認定団体が100年フード認定を受けている期間を限度とし、文化庁又は事務局からの期間終了の連絡がない限り継続します。
- (5) 以下のようなロゴマークの利用は、禁止します。
  - ①個別の商品、利用者が提供するサービス及びその他の法人・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとしての利用
  - ②法令や公序良俗に反すると認められるような利用
  - ③事務局の認めない募金活動と関連付けての利用
  - ④他の企業・団体や他人の商品・サービスを誹謗中傷するような利用
  - ⑤その他100年フードの趣旨に反すると認められるような利用
- (6) ロゴマークの利用により問題が生じた際、文化庁及び事務局は、一切責任を負いません。ロゴマークの利用や表現にあたっては、利用方法や表現に十分注意の上、利用者の責任においてお願いします。

### 5. 本ロゴマークの利用者の義務

- (1) 利用者は、関係法規、本使用の手引き、100年フードロゴマークマニュアルを厳格に遵守するとともに、100年フードの趣旨に反した利用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとします。また、利用者は、ロゴマークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負います。
- (2) 利用者は、第三者がロゴマークの著作権・商標権その他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに事務局に通知する義務を負います。
- (3) 利用者がロゴマークの利用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該利用者

は、その損害について、全責任を負うものとし、文化庁、事務局、その他の第三者が一切の損害、損失又は責任を負わないようにします。

- (4) 利用者は、ロゴマークの利用開始から原則 1 か月以内に、文化庁又は事務局に利用報告を提出する必要があります。提出いただいた利用報告は、公式ウェブサイト等で紹介させていただく可能性があります。また、終売商品や、パッケージからロゴマークを利用しなくなった商品を把握するため、事務局から定期的に利用実態について確認をさせていただくことがあります。
- (5) 利用者は、文化庁又は事務局から別途要請がある場合は、ただちにロゴマークの利用実態の報告やロゴマークを利用した物の提出等を行う必要があります。

# 100年フードロゴマークマニュアル



## 1. 使用できるロゴマークの種類

### (1) 基本形

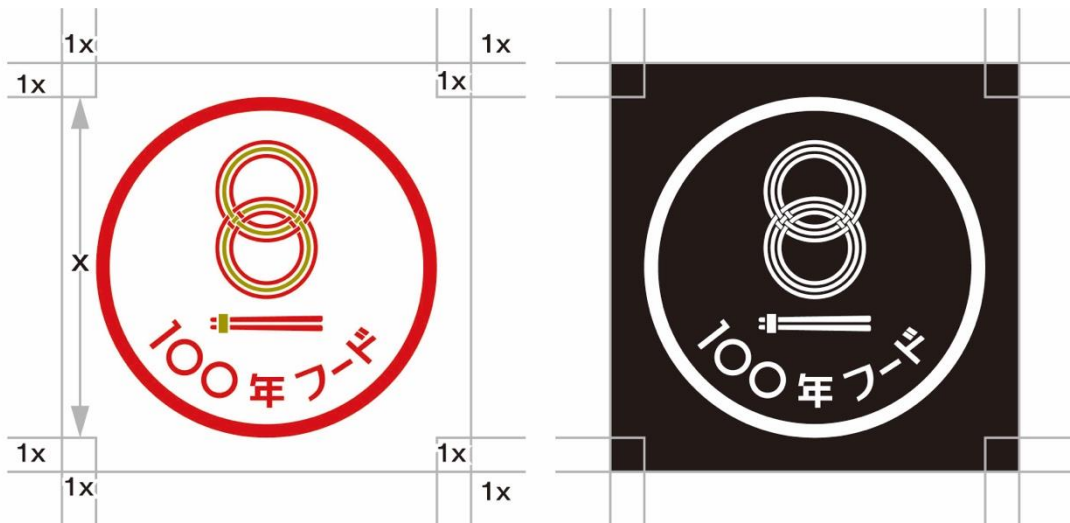
100年を繋がりのある円環と箸で表現しました。伝統を強調するために金と赤のカラーリングを基調に、水引での表現をベースにマーク化しています。



### (2) カラー表示規定

Primary color palette	C	M	Y	K	R	G	B	Web #
 Red	10	100	100	0	215	12	24	d70c18
 Gold	0	0	100	50	159	149	0	9f9500

### (3) 保護領域



ロゴマークは周囲に下記の数値を基準として一定の余白を設け、確実にロゴマークを視認させるように配置してください。

(4) 最小使用サイズ



直径20mm以下ではロゴタイプの可読性が低くなります。使用に際してご注意ください。

(5) 背景色



基本形のロゴは背景色に明度差はあまり気にせず使用することができますが80%以上の場合は白抜きロゴを使うなど周囲とのバランスに留意ください。



マークを囲む赤色帯の同系色を使用するとマーク視認性及びイメージを損なう恐れがありますのでバリエーションを使用するなどロゴマークの視認性にご注意ください。

## (6) カラーバリエーション

下記の色をダウンロードが可能なデータとして用意しました。用途に合わせてご利用ください。



## 6. ロゴマークの使用例

ロゴマークの使用例を次に示します。下記以外にも、みなさまの自由なアイデアで、さまざまなシーンで活用いただくことを期待します。

用途	使用例
団体の活動 ※自治体との共同企画等の活動を含む	電子メール、SNS、会員へのお便り イベント告知ポスター、ホームページ、ちらし、包装紙、看板、ポスター、メニュー、名刺、商品

## 7. 問い合わせ先・利用報告の提出先

100年フード事務局（ロケーションリサーチ株式会社内）

メール：[100nenfood@foodculture.jp](mailto:100nenfood@foodculture.jp)

文化庁参事官（食文化担当）

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

メール：[syokubunka@mext.go.jp](mailto:syokubunka@mext.go.jp)